

平成 22 年 3 月 9 日

受益者の皆様へ

国際投信投資顧問株式会社

## 「ワールド・リート・オープン（毎月決算型）」信託約款の変更（予定）のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび弊社では、「ワールド・リート・オープン（毎月決算型）」（「当ファンド」）の収益分配方針に係る変更を行うこととし、信託約款の変更を下記のとおり実施させていただき予定ですので、お知らせいたします。

なお、このお知らせは、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第 30 条<sup>\*</sup>の規定に基づき、法定手続きの一環として、対象となる受益者の皆様へお送りさせていただくものです。

<sup>\*</sup> 当ファンドは信託法の施行日（平成 19 年 9 月 30 日）以前に設定されたものであり、「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 2 条の規定により、平成 19 年 10 月以降についても同法第 25 条により改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいた重大な約款変更の手続きが適用されます。

謹白

記

### 1. 変更の内容

#### ワールド・リート・オープン（毎月決算型） 信託約款

変更案	現行
- 運用の基本方針 - < 略 >	- 運用の基本方針 - < 同左 >
4. 収益分配方針 (1) 分配対象収益額の範囲 < 略 >	4. 収益分配方針 (1) 分配対象収益額の範囲 < 同左 >
(2) 分配対象収益についての分配方針 委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。	(2) 分配対象収益についての分配方針 委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、 <u>利子・配当収入を中心に</u> 分配金額を決定します。
(3) 留保益の運用方針 < 略 >	(3) 留保益の運用方針 < 同左 >

### 2. 変更の理由

分配金の決定を、ファンドで得られる収益の内容に即したものとすることにより、多様化する受益者の収益分配金ニーズに対応するため

### 3. 変更予定日（適用開始予定日）

平成 22 年 5 月 10 日

#### 4. 異議申立について

##### (1) 概要

- 受益者<sup>1</sup>の皆様は、この信託約款の変更につきましてご異議がある場合には、同封の書面により弊社に対しその旨をお申し出ください。  
\* 平成 22 年 3 月 9 日現在の受益者が対象となります。3 月 8 日以降に取得の申込を行った受益権については本件についての異議申立の権利はございませんのでご留意ください。
- ご異議のない場合には、お手続きの必要はございません。

##### (2) 手続等

	具体的内容		
異議申立 期間	平成 22 年 3 月 9 日～平成 22 年 4 月 13 日 (平成 22 年 4 月 13 日弊社到着分までを有効とさせていただきます。)		
方法	同封の「異議申立書 兼 個人情報の販売会社宛の提供に関する同意確認書」*に必要事項をご記入のうえ、以下の宛先までご郵送ください。 * 当書面は、信託約款の変更に係る事務処理においてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。 <table border="1"><tr><td>宛先</td><td>〒100 - 0005 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号 国際投信投資顧問株式会社 商品企画部 業務 G「約款変更」係</td></tr></table>	宛先	〒100 - 0005 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号 国際投信投資顧問株式会社 商品企画部 業務 G「約款変更」係
宛先	〒100 - 0005 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号 国際投信投資顧問株式会社 商品企画部 業務 G「約款変更」係		
ご留意 いただき たい事項	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>前記の記載内容に不備がある場合には、ご異議の申立ての受付が出来なくなる場合があります。</u></li><li>• ご異議をお申立ての受益者の皆様の受益権口数を確認するため、販売会社に対して口数等の照会を行いますが、その際、必要な場合には、ご本人様確認のための書類を弊社にご提出いただく場合があります。</li></ul>		

##### (3) 約款変更の成否

- ご異議をお申立ての受益者の皆様の受益権の合計口数が、平成 22 年 3 月 9 日現在の受益権の総口数の 2 分の 1 を超えない場合には、平成 22 年 4 月 16 日をもって信託約款の変更の届出を行います(変更の適用開始予定日：平成 22 年 5 月 10 日)。
- 2 分の 1 を超えた場合は、信託約款の変更を行わない旨等を、異議申立期間終了後、速やかに書面および公告によりお知らせいたします。

## 5. 買取請求権について

### (1) 概要

当ファンドの信託約款の変更が予定通り決定された場合、前記4.によりご異議をお申立ての受益者の皆様は、自己に帰属する受益権\*を、ご購入いただいた販売会社を通じて受託会社である三菱UFJ信託銀行に対し信託財産をもって買取する旨のご請求をすることができます。

\* 平成22年3月9日現在で保有する受益権に限ります。

### (2) 手続等の概要

	具体的内容
買取請求期間	平成22年4月16日～平成22年5月6日 (平成22年5月6日受託会社受理分までを有効とさせていただきます。)
方法	ご異議をお申立ての受益者の皆様に対して、弊社より買取請求に必要な書類(「買取請求必要書類」)を送付します。 本件の手続による買取請求をご希望される場合には、買取請求必要書類に必要事項をご記入のうえ、ご購入いただきました販売会社に提出してください。 買取価額は、受託会社において受益者の皆様からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の解約価額となります。
ご留意いただきたい事項	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>上記の手続きによる買取代金のお支払いには、通常の手続きよりも日数を要する場合があります。</u></li><li>• 買取代金のお支払いに際し発生する振込手数料は、買取代金より差し引かせていただきます。</li><li>• <u>異議申立の有無にかかわらず、ご購入いただきました販売会社において、原則としていつでもご換金できます。</u></li></ul>

## 6. お問い合わせ先

本件についてご不明な点等がございましたら、国際投信投資顧問までお問い合わせください。

国際投信投資顧問 コールセンター：0120-759311  
営業時間：9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

「ワールド・リート・オープン（毎月決算型）」信託約款の変更（予定）に関するQ & A

**Q1：信託約款変更を行う理由は何ですか？**

A1：分配金の決定を、ファンドで得られる収益の内容に即したものにすることにより、多様化する受益者の収益分配金ニーズに対応するためです。

**Q2：信託約款変更は、今後の分配金額の決定に影響を与えますか？**

A2：信託約款の変更によって、分配対象収益から「利子・配当収入を中心に」という制約がなくなりますが、基準価額水準や市況動向等を勘案して分配金額を決定するという点については、これまでと変わるものではありません。

**Q3：信託約款変更に伴い、運用方針も変更されますか？**

A3：今回の変更は収益分配方針に関するのみであり、運用方針に関する変更はありません。

**Q4：取引金融機関で異議申立を行うことはできませんか？**

A4：異議申立は受益者が運用会社に対して行うものですので、販売会社が受益者に代わって異議申立の手続きを行うことはできません。

異議申立を行う受益者の皆様は、異議申立書類（『異議申立書 兼 個人情報の販売会社宛の提供に関する同意確認書』）に必要事項をご記入のうえ、国際投信投資顧問株式会社 商品企画部業務グループ「約款変更」係宛に直接ご郵送ください。

**Q5：なぜ、販売会社への個人情報の提供に同意する必要があるのですか？**

A5：運用会社は、受益者の皆様の投資資金を投資信託として運用していますが、受益者の皆様の個人情報は保有しておらず、すべて販売会社（受益者の皆様の取引金融機関）がこれを管理しています。

異議申立の手続きにおいては、異議申立者が受益者であることの確認や異議申立口数を計算するための保有口数の情報が必要となるため、運用会社である弊社（国際投信投資顧問）が販売会社に照会する必要があります。そのために、受益者の皆様が弊社に提供した個人情報を、運用会社が販売会社に提供することについてご同意いただくものです。

**Q6：異議申立を行わない場合、何をすればよいのでしょうか？**

A6：異議申立を行わない受益者の皆様は、お手続きの必要はございません。

**Q7：信託約款変更の決定はいつ分かるのでしょうか？**

A7：異議申立口数が平成22年3月9日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成22年4月16日に信託約款変更の届出を行います。この場合、受益者の皆様への書面でのお知らせはございません。

異議申立口数が2分の1を超えた場合には、信託約款変更を行わない旨等を日本経済新聞の朝刊に公告するとともに、受益者の皆様へ書面にてお知らせいたします。

以上

**信託約款の変更にご異議のない場合には返信不要です。**

国際投信投資顧問株式会社  
商品企画部 業務G「約款変更」係 行

## 異議申立書 兼 個人情報の販売会社宛の提供に関する同意確認書

下記受益権について、平成22年5月10日（月）付で実施される信託約款の変更について反対します。

ご記入日：平成 年 月 日

ファンド名	ワールド・リート・オープン（毎月決算型）		
お名前	*法人の場合には、「法人名」および「代表者氏名」 *ご購入いただいた販売会社にお届けのご印章		
ご住所	*ご購入いただいた販売会社にお届けのご住所		
お電話番号 （日中連絡先）	*記載内容に不備があった場合にご連絡させていただくための連絡先です。連絡をご希望されない場合にはご記入は不要です。		
ご購入の 販売会社			
取引店名		口座番号	

当ファンドに関し、同一の販売会社において複数口座をお持ちの方は、各口座につき当書面一部をご提出ください。その場合は、当書面をコピーしたうえで必要事項をご記入ください。

### チェック欄

私は、次の使用目的および提供先について理解したうえで、  
貴社が上記個人情報を販売会社に提供することに同意します。

- ◆ 当書面は、「ワールド・リート・オープン（毎月決算型）」の信託約款の変更に関し、弊社が販売会社に対して異議申立者の受益権の口数を照会するためのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。
- ◆ 上記の個人情報をご購入の販売会社に提供することにご同意いただける場合は、上記のチェック欄にチェックしてください。
- ◆ 個人情報について、販売会社宛のご提供にご同意いただけない場合には、平成22年3月9日時点の受益権の口数が確認できる書面（3月9日時点の保有残高に関する証明書等）を、併せて弊社にご送付いただきますようお願い申し上げます。